

新司法試験調査会・在り方検討グループ
第10回会合（H15.10.7開催）議事録（抄）

【中川委員】質問なのですけれども、選択科目の選択というものはどうするのでしょうか。

【横田人事課付】新しい司法試験委員会にお諮りして御意見を伺った上で、法務大臣が省令で定めることとされています。

【中川委員】いわゆる選択科目群の中から、これとこれを試験科目にするということ省令で決めるということですか。

【横田人事課付】はい、そういうことです。現在、法科大学院の設置認可が最終的に確定しておりませんので、どういうカリキュラムになるかという確定版がお示しできない状況ですが、どの程度どのような科目があるかという情報を収集しているところです。何が選択科目になるかということについては、どういう基準のものをどういう選択科目にしていくかということについては、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会で御検討の対象にされるようです。在り方検討グループでも、ある程度御検討いただいても差し支えないと思っています。

【釜田委員】これにつきましては、先ほどの御議論にも既に出ているのですが、配点の比率、試験時間、問題数、出題の在り方等の今まで問題となってきたものが、恐らくここでも問題としてあがってくると思います。ただ、御指摘のとおり、どのような科目が選ばれるかということが決まっておりませんので、イメージがわからない部分があります。

【中川委員】少なくとも、どの大学においても共通にある科目でないとい具合が悪いということでしょうか。

【横田人事課付】法曹養成検討会においても、すべての法科大学院で共通にある科目とまでは言われておらず、「ある程度全国的に授業が展開されており、ある程度の広がりを持った領域であって、非常に特殊でごく一部ということではない科目」などの御意見が出ています。また、ある程度の受講者数があるということも必要ではないかと思われます。

【中川委員】そうすると、かなりたくさんの科目数になる可能性があるわけですか。

【横田人事課付】そういう可能性もございます。ただ、知的財産法に関する分野など、特許法、著作権法、商標法などの各法律の集合体として知的財産法を1科

目として考えられているようでございます。他の科目もそのくらい分厚いといえますか、いろいろな法律の統合形であった方が釣り合いがとれるという御意見もありますが、まだ、全然議論がなされていない事項です。

【中川委員】そういうことは、この調査会では考える必要はないわけですね。

【横田人事課付】当初の議論の対象には挙がっておりませんが。

【小津委員】ただ、それについても、もし基本的にこういう考え方でやるべきではないかという議論があればということですね。

【横田人事課付】はい。そうしていただければ参考となるということです。

【柏木委員】現実問題としては、この司法試験科目というものが、法科大学院の教育にかなり影響力を及ぼすことになります。例えば、選択科目を狭く設定すると、法科大学院が多様な人材を育てるということと、どうも反するのではないかな、なるべく広く網をかけてほしいということがここでは言えるのではないのでしょうか。

【横田人事課付】はい。ただ、かつての司法試験では、科目数が多くて採点ををしていただく考査委員の確保が難しかったり、あまりにも受験者数が少なかったりという問題もありました。

【柏木委員】韓国でも、ほとんど受験者がいないという科目も出てきていることを聞きます。

【小津委員】それから、なるべく様々な分野を捨うと考えた時に、それを細かい科目でたくさん捨うのか、なるべくたくさんの科目が捨えるようにくくってやるのか、両方のやり方があるわけです。細かく区切った場合には、今言ったようなだれも受けない科目が出てくる、くくる場合はくくり方の難しさ、それからくくればくくるほど法科大学院では、その中で5つの選択科目になるとすると、当たり外れが出てきてしまう。これを取って一生懸命やったら、全然違う分野から出たというようなこととなる危険があるわけです。

【宮川委員】知的財産法等は各法科大学院で2単位というところではなくて、4単位、6単位、8単位と考えているわけです。そういうものに匹敵するものをおくとすると、おのずから限られてきてしまう。倒産法とか環境法とか、あるいは労働関係法とか、そのようないくつかの科目に限定されていってしまうわけです。知的財産法があまりにも重いために、知的財産法以外のものでも軽い選択科目を用意すると、そちらの方が容易だということで知的財産法を選択しない人が出てく

ることもあり得ます。単位数の上でも，関係する法律の上でも，それから読むべき標準的テキストの面でも，相当程度均衡が取れていないと具合が悪いところがあるかもしれません。

【柏木委員】それから，名前の付け方も学校によってバラバラのところがあって難しい。例えば，企業取引法というものは，題名だけでは何か分かりにくい。企業法という名前をつけて，実際は商法を教えるという学校もあります。

【磯村委員】各選択科目で必要とされるボリュームをある程度揃えないといけないので，例えば，知的財産法について特許・著作権・あるいは意匠登録など全部含むとするのは問題があり，例えば著作権法の範囲に限定するとか，そういう工夫をしないといけないと思います。もう一つ気になるのは，例えば証券取引法などが選択科目になると，商法との連関が非常に強く，法律基本科目とオーバーラップする部分が多く，そのような科目に集中するかもしれない等，いろいろな観点を考える必要があります。また，柏木委員がおっしゃったのですが，ある選択科目が司法試験の選択科目になって，他の科目は法科大学院では選択科目として提供しているけれども，司法試験とは全然関係ないということになると，学生の行動は司法試験の選択科目になった選択科目に集中するということになって，また，それもかなり問題だと思えます。広くかつバランス良く取るというのが，一般方針としては採られるべきだとは思いますが，具体的にどう決めるかということとは本当に難しいですね。

【横田人事課付】意見募集の内容にも，選択科目の選定に当たっては透明な手続をとられるようにという御要望もありまして，選択科目をどう決めていったらよいかということをお聞きいただくことも有益かと思えます。

【釜田委員】そうですね，これは次回以降考えていかないといけないですね。

【小津委員】学会という意味では，どのように分かれているのでしょうか。

【磯村委員】大規模なものから，ごく小規模な学会までまったく多様ですね。

【中川委員】それから，現代に必要なものという切り口もあると思います。

【磯村委員】そうですね。環境法とか社会保障法などですね。

【柏木委員】新しい分野を取り入れなくてははいけません。

【磯村委員】租税法などもそのような分野であると思えます。

【宮川委員】選択科目として考えられているのは、先端・展開科目に限るわけではないのですか。基礎法学とか法哲学とかも入り得るのですか。そこは私も分からなかったのですが、どうなのでしょう。法哲学とか法社会学というものも入り得るのでしょうか。

【磯村委員】排除する論理的な理由はないと思います。しかし、法哲学の場合で言えば、共通の範囲をどう定めるかが難しいですね。

【横田人事課付】選択科目については、立法段階では、「社会における各法律分野に関するニーズや法科大学院における授業科目の開設状況等を考慮しつつ、司法試験委員会の意見を聴いて法務省令で定めることとしている。」との説明がなされていきました。

【柏木委員】そうは言っても、リーガルリサーチとかリーガルライティングというものは入らないでしょう。

【宮川委員】もちろん、入らないでしょう。法哲学が入るのであれば、法曹倫理が選択科目としてあっても良いわけです。ただ、そうではなくて、選ぶべきは展開科目、先端科目というところなのでしょうね。

【中川委員】私はそのように理解していました。

新司法試験調査会・在り方検討グループ
第11回会合（H15.11.7開催）議事録（抄）

【小津委員】「共通の基準等」というのは、ここではどういうふうな内容を議論をするべきなのですか。

【宮川委員】例えば、2問出すかという。

【小津委員】「2問出す」というのもまだ決着はしていないわけですね。

【釜田委員】問題数、配点比率とか、試験時間等ですね。

【小津委員】場合によってはレベルについて何か議論するかということですね。

【中川委員】一番大きいのは、選択科目の選択の問題じゃないですか。

【宮川委員】イメージとしては、各法科大学院でパーセンテージとして50～60パーセントから100パーセントぐらい実施されているものを選んでいくということでしょうか。

【磯村委員】具体的にどの科目かを決めるのはこの課題ではないのですが、一般的な方針をここで出すのかどうかということは、一応議論になるかと思えます。

また、現在、司法制度改革推進本部で各関係機関に選択科目についての意見調査をしています。その中である特定の分野の人から、「自分の科目はもちろん重要だけれども、試験としての選択科目には馴染みにくいのではないか」というような意見が結構出てきている。例えば、現行司法試験でかつて選択科目であった科目というのはおのずから範囲というのが決まってくるのに対して、新分野の科目というのはその外延が決まらないということや、先生方によって教える内容が違う、各法科大学院にある程度共通する、最大公約数的なものがどれだけ得られるかということから少し難しいかもしれないとか。そういう議論をここでするのかなという気がしております。

【釜田委員】具体的なイメージなしに問題数等をどうするかと言われても難しいと思いますので、磯村委員がおっしゃったような点も含めて御意見をいただきたい。

【宮川委員】前回議論になっていました基礎法学が選択科目にはなるかならないかということがありますが、まず、司法試験法の第3条2項4号で「専門的な法律の分野に関する科目として」という縛りがあるわけです。この「専門的な法律の分野」というものをどう理解するのかということをし少し意見交換をして、その

上で、選択科目の在り方というのを考えたらどうでしょうか。前回、議論に出ている法哲学とか法社会学とか、あるいは法制史とかそういう分野というのは、これに入るのでしょうか。

【磯村委員】法学というと広い意味で入るかもしれませんが、法律分野という言い方の時には、入らないのではないのでしょうか。

【柏木委員】「専門的」というのも少し引っかけますね。

【磯村委員】法律学は専門的ではないのでしょうか。

【柏木委員】法学というのは専門的です。しかし、ここでいう「専門的」というのは何かやはり「実務的な専門」を考えているのではないかと思います。もっと法律家というかロイヤーとして専門的なものと考えていると感じたのですが。

【小津委員】立法過程では議論がなかったかどうかは分かりますか。

【横田人事課付】あまり明確な議論がなされたという形跡はございませんが、第3回の法曹養成検討会において法務省側が選択科目について説明している部分がございます。そこでは、選択科目の対象については、「実務的に重要であり、社会におけるニーズが高まっている法律分野を中心に決定されるべきものと考えます」と、法務省が意見を述べさせていただいているものはございます。

ただ、明確に基礎法学を除くという議論がなされていたわけではございません。

【宮川委員】論文式試験は、事例解析能力とか法的分析能力とかそういうものを試そうとしているわけです。その趣旨からも基礎法学は選択科目というものからは少し外れるのかなという感じがします。

私はその基礎法学の分野を司法試験の科目にするという政策は十分あり得ると思うのです。

だから、そういうことについて、立法過程できちんと議論されなかったというのは残念であったと思いますが、こういうふうに立法されたのであれば、法改正の問題は別として、やはり、先端的科目、展開科目を念頭において選択科目を考えざるを得ないのではないかと思います。

【磯村委員】もう一つ実質論として、現在法科大学院のカリキュラムでの一つは、隣接科目それから、その基礎法学科目から少なくとも4単位を必修で取らなければならないというのが、事実上の規範として確立していて、逆にそうであれば試験科目にしなくても各法科大学院で少なくともそういう法分野について勉強できているということもありますので、法科大学院との連携という観点から考えても、あえて司法試験科目にする必要性はないかもしれないと思います。

【小津委員】若干，観念的な議論ですけれども，基礎法学は基礎法学ですので，そこで学んだことは，それぞれの科目に反映されるというふうには言えるのではないのでしょうか。

【柏木委員】あえて異論を唱えると，確かに立法趣旨はありますけれどもそれほどはっきりしないようですので，基礎法学も選択科目に含めたいですね。やはり基礎法学をしっかり勉強しておきますと実際にプラクティスをやったからの伸びが違うのではないかという気がするのです。

特に実務をやってしまいますと法哲学とか法社会学とかそういう基本的なことを勉強をする暇は全くないわけです。そういう意味からも法科大学院時代に基本的なものの考え方をしっかり確立しておくということも一つ非常に大切なことではないかという気がするのです。

確かに，必修科目に基礎法学を入れているところが多いわけですがけれども，先ほどのアナウンスメント効果ということで，司法試験に入っていないと力を入れて勉強しない学生が多くなるというようなことも考えますと，基礎法学を選択科目に入れておく十分な理由があるのではないかという気がするのです。

【宮川委員】私自身，学生時代に法解釈学の森にさまよってしまって何がなんだが分からないということがありました。その時に川島武宜教授と石村善助教授の法社会学演習をそれぞれ取って，そこで学んでハッと目の前が開けてきて，ああ，法解釈学というのはそんなに客観性があるものではないんだと，それから解釈の技術というのはこういうものなんだということが分かりまして，すごく気が楽になって，それから実定法学の勉強もかなりスピードアップしたという経験があります。ですから，今，柏木委員が言われたことには全面的に賛成なんですけど，ただそれを試験科目とするのかということになりますと，法哲学についても法社会学についても，ものすごく多様であり，どんどん発展してその裾野は広がっていく。その広大無辺な中から何を問題に出すのかというのは難しく，かえって試験科目にすることによって，それぞれの学問分野の発展が阻害され固まってしまうことはないのかということを感じます。

【柏木委員】おっしゃるとおりなんですけれども，それは，さっき例が出た国際取引法とか国際経済法とか，あるいは環境法とかそういう先端分野についても共通の問題がありますね。ですから，それと一緒に技術的な問題として議論することができるのではないかという気がします。

【宮川委員】それぞれの先端分野については，選択科目としては，2問解答させるということにしても，学生に与える問題はもう少し多くして，例えば，5問のうちから2問を選ぶとか，4問のうちから2問を選ばせるとかということが考えられるかと思うのです。その共通のやり方として，例えば知財というのはすごく分

野が広いけれど、その著作権だけに絞るのではなくて、知財全体で試験科目を設定して5問出し、そのうちから2問選ぶというやり方が考えられます。それから労働法だって、倒産法だって、かなり量的には多いと思いますので、そういう方法が考えられると思います。同じようなことが法哲学や法社会学に可能なのかということですが、これはどうですか。

【柏木委員】私も宮川委員と同じような経験を持ちまして、やはり、実務で一番役に立ったのは比較法とそれから法制史と法哲学だったんですね。これは、会社に入ってからとても勉強はできない分野で、やはり、そういう基礎的なものに重点を置かせるというメッセージ効果を持たせるということを実は期待しているのですけれど。

【釜田委員】私も現行の試験にかかわっておりますが、私だけの印象ではなく口述試験をやったたくさんの委員の印象の中に、受験生が歴史や時事問題に非常に弱いということがありました。

例えば10人の学生がいますと、昔の学生諸君であれば、常識のようなことを、3名ぐらいは知っていても後の7名ぐらいは意外な反応というものがあって、今、おっしゃいました比較法とか法制史とか、法哲学とか法社会学とか基礎的なものはロースクールにおいて軽視せず、十分に鍛えてほしいと思います。

試験科目にならなくても実務に就いた時にもそれは基礎になるんだという、それが役に立つのだということをごどこかに書き留めていただいて、今度の最終答申でも良いですけれど、それが必要な気がいたします。やはり、今の高等学校の科目が変わったのか、あまり、歴史というものに対する認識というものがない。海外の大学で鍛えられてくるロイヤーは大学4年間で徹底的に鍛えられていますから、同じような法律現象を見るにしても、日本の今から育っていく学生諸君はそれが非常に弱いと、同じ場に出た場合に太刀打ちできない、ずれが起こる、何かそういう感じをここ数年、受けております。

【中川委員】それは、本当の意味でのリーガルマインドというか、要するに法律を歴史的に縦で見えていく見方と、比べてものを横で見えていく見方と、我が国の法律がどのポジションにあるかという本当に基本的なことなんです。法哲学とかいうよりも、共通の、法曹に必要な最低限の資質です。そういう試験問題にすればいいと思います。

別に公法系であろうが何系であろうが、試験の中身が宮川委員がおっしゃった解釈学ではなくて、法曹として円満な常識なり、そういう幅の広い見方で判断していくという問題にすべきだと思います。

それはロースクール全体の問題ですから、ロースクールの教育方針をそういふうに設定すべきだと思うんです。だから、選択科目としてどうだこうだという小さなことではないし、すべての試験の出題がそういうセンスで設定されるべきだと私は思います。

選択科目は本当に良く分からない。考えれば考えるほど良く分からないですけど、これは、試験ということとのギャップが一番大きい分野なんですね。法科大学院は先端的なことをやりたいという意気込みがあります。それを試験という場に持ち込む時に先端的なことをやればやるほど試験はやりにくいというギャップがあって、しかも、実務的であればあるほど試験もやりにくいという問題があります。

本当に、突き詰めて考えれば、さっきから議論が出ています国際法関係、企業法務だとかこんなものは試験に馴染みません。馴染まないものはたくさんあるし、それからローヤリングとかエクスターンシップとかで身に付けたものも試験ができない。そうすると結局、いわゆる隣接法分野として固まっているものを採り入れるしかないのではないかという議論になってくる。そうだとでもどの程度広く採り入れるのか、今年はこれとこれだということではなくて、受験者が選択できる範囲をできるだけ広くしてあげることが基本かなというような感じがするんですが。

【磯村委員】私も同じような感想を持っています。中間報告案の冒頭にありますように、結局やはり、試験だけでは全部を問うことはできないというある種の割り切りが必要で、しかも、法科大学院でそれについても十分にケアする必要があるということであるとすると、やや技術的な問題になりますけれども、やはり、多くの法科大学院で共通にされるような科目については吸い上げていくことが必要だし、その科目のある程度の試験の範囲とか内容というのは共通項があるんだろうと思います。

その上で技術的な問題として、先ほどお話のあった5問のうちから2問を選択するという方式なのですが、偏差値で調整するとしても、やはり難易度の問題等で少し有利、不利があるということになると、むしろ、ある程度出題範囲を限定した上で、その範囲の中から共通に出すという方が試験制度としてはやりやすいのではないのかというようには思うのです。

【鈴木委員】議論があちらこちらに行ってしまうんですけど、基礎法学的なものを入れるかどうかということに関しましては、法科大学院では幅広い勉強をするということですが、ただ、今、磯村委員がおっしゃたように司法試験でどこまでそれをチェックできるか。さらに、司法試験の科目にならなければ、もう勉強しないということは情けないことではないか、この辺は、基本的には単位認定とか修了認定できっちりやってもらえれば大丈夫なはずだと考えます。

司法試験の科目に基礎法学を入れるかどうかということになりますと、基本的には本来どうあるべきか。新しい司法試験法の立て方は、検討の過程で法務省の説明に「実務的」とか「社会的ニーズ」というような説明もあったようですけれども、その線で考えますと、やはり、展開先端科目とか隣接法律科目とか、そういうところになるのかという気がします。

基礎法学的なものをきっちりやっていたら、各科目の成績に反映すると言えれ

ば一番良いのですけれど，逆に中川委員がおっしゃったようにそういうような問題を各科目で出すようにする。全く悲観的に言っているわけではなくて，当然そういった解釈法学とか法哲学的なものをきっちり勉強することによって，特に今度の論文式試験のようなものは，それが，成績に現れるということになると思うんです。結論的には，やはり，今回の司法試験の科目としての選択科目は，実務で必要になってくるであろう法律科目になるのかなという気がします。

【小津委員】私も司法制度改革の流れの中で基礎法学の重要性というのは相当議論があったはずであると思っていましたが，法科大学院で当然やるとは言っても司法試験の方でどう考えるのかということは実際に非常に重要ですので，ある意味本来の在り方として，それぞれの科目の試験のベースとして基礎法学があるのだというメッセージをできるだけ強く司法試験の側から打ち出せないかなと思います。それをどこまで強く言って良いかなというのはありますけれど，可能な限りそういうメッセージを出して，工夫して出せないかなという感じがします。

【釜田委員】そうしましたら，選択科目に関しまして，その他問題数であるとか時間，その他お気付きの点，何でも結構でございますのでおっしゃっていただきたいと思います。

【宮川委員】公法系，刑事系を基準として，どの程度のレベルのものを考えれば良いかということなんでしょうね。2問は決まって，配点と時間は少し小さいものにするとか。刑事系，公法系は何時間でしたか。

【横田人事課付】4時間です。

【中川委員】少なくとも公法系，刑事系と同じ程度でないといけないのではないですか。やはり，法科大学院のこういうことに対する取り組みの熱意をシュリンクさせるようなことは良くないと思います。相当程度の比重で見えていますと言うことは必要ではないですか。

【宮川委員】法科大学院で履修する単位数が圧倒的に違いますね。

【中川委員】だからこそと思ったのですけれども。

【宮川委員】公法系の中では憲法と行政法があるわけですが，その憲法や行政法を学ぶのと匹敵するぐらい選択科目でもそれぞれ学んでもらいたいということかと思うのですが。

【磯村委員】恐らく，選択科目の候補になり得るようなものというのは公法系の2分の1弱ぐらい。

そうするとやはり点数的にも「2対1」ぐらいというのが穏当なところかなという気がするのですが，出題の内容にもよるので，2問出すという時に時間だけは同じにするということはあるかなという気がします。

【鈴木委員】その点，私もまだ論文の具体的イメージがわからないところがありますけれど，選択科目についても長文というものを前提としますと，ある程度最低限度の時間というのがあるのではないかと思います。長文のものを読んで書くとすると，ミニマムで一定の時間というものが必要となってくる。それが，2問となると，あまり短くしてしまうと問題が出てくるだろうという気がしますので，時間と配点とにつきましては磯村委員がおっしゃいましたように必ずしも対応する必要がないと思います。

4時間で良いという趣旨ではありませんが，必ずしも対応しなくて良いのではないかというところが私の意見です。

【磯村委員】例えば，執行・倒産法というイメージで考えますと，倒産に至るいろいろな事実関係を説明すると随分長くなると思いますし，労働法も労働協約などの資料を読ませた上で議論するというところもあると思いますので，一行問題的なことで割り切るとなると，例えば，現在の司法試験と同じような時間ということはある得ると思いますが，2問出す以上は，かなり時間はかかるかなと思います。日程的には大丈夫ですか。

【横田人事課付】4時間になると5日間にせざるを得ないかもしれません。

【鈴木委員】ただでさえ，4日だと長すぎるというパブコメがあります。

【磯村委員】3時間にして，一問をそういう資料を使う問題で，もう一問は割と理論的な面を聞くという問題というイメージだと何とかなるんでしょうかね。そうすると，両方の配点をどうするか難しいですか。

【宮川委員】先ほど中川委員がおっしゃったように，それぞれの法科大学院で選択科目についていろいろと工夫して，そこをしっかりと学ばせて多様性・専門性を指向するという努力をすべきであるというメッセージを出すためには，刑事系や公法系と同じぐらいの配点をするという考え方は十分あり得ると思います。ただその場合には，その選択科目として選択するものは，かなり大づかみにならざるを得ないのではないのでしょうか。

そういうものとして選択科目を考えて，配点も同じレベルにするという試験政策は十分にあり得ると思います。

【小津委員】確かに大きくまとめてしまうという選択肢は，考えられないわけではないんですが，法科大学院のカリキュラムが対応できるかという問題もあるの

かなという気がしますので、現実はかなり難しいかも知れません。

選択科目というのは割合に多い方がいいのではないかなということを考えますと、憲法と行政法を合わせた公法系と同じところまで一科目の選択科目を引き上げるには、なかなか辛いものがあるのではないかと思います。仮に公法系の半分とすると、憲法と同じ位置付けをしたというような見方もできるのではないのでしょうか。

将来的に絶対変えないという趣旨ではありませんが、法科大学院の今の科目を見ておきますと配点は半分ぐらいかなという感じがいたします。時間については、なお議論があり得ると思います。

【釜田委員】いかがですか、公法系2，民事系3，刑事系2，選択科目を1ということでしょうか。

【宮川委員】スタート時は選択科目はそんなに多くないと思いますけれども、司法試験としての選択科目が3つとか4つとかではなくて、もっと将来的には多様に増えていくということをも考えるべきだと思います。いくつかに限定すると各法科大学院でのカリキュラムがそれに集中していってしまうということがあって、そういう事態はあまり好ましいことではない。そういうことも考えると、選択科目をあまり重いものとしなくて、配点でも2分1ぐらいがふさわしいのではないかと思います。

【中川委員】私は、試験というよりも法科大学院の将来を考えているのです。そうは言うものの技術的な制約もあるわけだし、それからちょっと本当にそうかなという気がするんですけど、単位数が非常に少ないですね。ばらつきがありますから、平均するところなるんだろうけれど、司法試験で取り上げられそうなものは、もう少し高いと思います。

しかし、現実問題として、この程度であれば、大きい比重をかけるのもおかしいなと思います。将来的にいつまでも良いかということはあるし、良く分からないところではありますけれど、ただ、公法系、刑事系と同じと考えた場合、ちょっと比重をかけ過ぎかもしれません。

【小津委員】例えば、小さいことですが、最終報告書を書く場合にも、「法科大学院の現在の準備状況からすれば、現時点ではこれくらいにしたらどうか。」という書きぶりにしておいたらどうでしょうか。

【釜田委員】そうですね。ただ今、小津委員に言っていただきましたような感じで、当調査会の現段階といたしましては、各配点比率としては2対3対2対1ぐらいではないかと、それから、問題数は2問ぐらいではないかと、そうしますと試験時間はどうなるのでしょうか。3時間でしょうか。

【磯村委員】4日間の中で可能な範囲だと3時間というのが合理的な線かと思います。

【宮川委員】3時間というのは、非常に落ち着きの良い数字ではないでしょうか。

【釜田委員】中間報告では選択科目の出題方針等としては、「公平性の観点から何らかの共通する基準を設定することが必要である」というふうに述べているわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

【小津委員】共通の基準という場合、イメージできることとしては、選択科目の数がかなり多くなると、ある科目は非常に難しい、ある科目は非常に易しいというのではいろいろな意味で不都合があるだろうと思いますが、この点は、なるべく易しいものにしろというのも変ですし、なかなか難しいなという気がしていて、言うとなれば法科大学院の教育の実情に沿ったものとするというぐらいが言えるだろうと思います。

特定の法科大学院がすごく難しいことをやっていたとしても、全体としてはこの分野についてはこれぐらいのことをやっているのではないかということやをさぐりながら、当然、出題されるべきでしょうし、それ以上のことは、今の段階でどこまで言えるかというのは難しいと思いますが、他に何かあれば。

【柏木委員】公法系、民事系などとは違って、選択科目の内容によって差があり過ぎるような気がして、共通の基準を押しつけることが適当かどうかについては非常に疑問を感じます。むしろ、それぞれの科目の内容にしたがって工夫すべしという以外にはないのではないかという気がするのですけれども。

【鈴木委員】それぞれの科目にかなりの受験者がいるとなると、場合によっては偏差値による調整をして行くということも考えられるのですね。それがありませんと出題の段階ではそんなに神経質になることはないと思いますけれど。逆にそれがないと、やはり出題の段階で、言うは易くということはありませんけれども、ある程度レベルを横並びにしておかないといけないという気がします。

【磯村委員】もう一つは、試験の準備に必要な負担量が違い得るという話で、かつて刑訴がまだ選択科目の時に、国際私法を採るか、刑事訴訟法を選択するかというのでずいぶん違ったのではないかと思うのですけれども、したがって、知財法と経済法と労働法の科目が並ぶ時に、それぞれの科目で、ある科目は簡単に準備できる、ある科目はかなり準備しないとできないというのは、やはりできるだけ避けた方が良くないかと思えます。

どこまでそれを定量的に行えるかということ非常に難しいと思いますので、何か理念として、逆に対象を、例えば、経済法という時に非常に細かいとこまでやら

ずに独禁法にするとか、知財法についてもある特定の分野を中心に聞くとかそういうことでやるのかなという感じがします。

【中川委員】こういう科目は、割合、実務家教員が多いと思うのです。そうするとかなり実務的なことをいろいろ学ぶということも考えられます。

試験との関係では、なかなか難しいから、しかし、それを無視するわけにも行かないし、他の科目とはちょっと出題の仕方を工夫しなければいけないかもしれませんね。非常に論理的なものはもちろん一つあって良いけれども、もう一つはそうでない。

どうなんですかね、実態をもう少し分からないと何とも言いようがないですね。出題内容につきましても。

【宮川委員】やってみて考えるということですか。

【中川委員】最後はそうだと思うのですけれど。

【宮川委員】選択科目の配点の比重を大きくすると影響が大きくなるわけです。科目間の難易度、それから採点の格差が。しかし、これが2分の1ということで抑えるということであれば、ある程度自由に作問して、それぞれの分野で、独自に試験の範囲や何かも考えてやって、後はもう偏差値調整をやると。それで、数年やってみてまた考えるということなのかもしれませんね。

【釜田委員】ありがとうございました。そんなところでよろしゅうございますか。他にまだございますか。

【磯村委員】一つだけよろしいですか。我々の意見の整理として、論文についても最低ラインを設ける。選択科目も同じだということになると、そのところで、偏差値調整の話も最低ラインのところまで及ぶということでないで、最低ラインに到達しにくい科目と、そうではない科目が出ると公平を失うのではないかと思います。

【釜田委員】今の御指摘いただきました点は、今日の論文の所に入っていると理解させていただきたいと思います。ありがとうございました。

新司法試験調査会・在り方検討グループ
第12回会合（H15.11.28開催）議事録（抄）

【釜田委員】法科大学院が認可されましたから，今後は選択科目についての正確な分析がなされるのでしょうか。

【横田人事課付】今後，作業を進めてまいります。ただ，やはり科目としての分類が，難しいところがございます。なお，法曹養成検討会の方で法科大学院からの御意見を集めておられます。

【中川委員】選択科目，それから先端科目の単位数が非常に小さいということを見て，こういうことかなと思ったのは，例えば選択科目の中でも，学問的に取り入れられているもの，特許法だとか，独禁法だとか，というものと，漠然としているものがあります。学問なのかどうなのか良く分からない，実務なのか学問なのか分からない，だけど私の感じではそちらの方が法科大学院にとっては大切だと思います。しかし，なぜ単位が小さいかということ，まず，先生がいないということと，教科書がないこと，それからはっきりとした範囲がないということがあ。だけれども，それでいいので，実務と理論の架け橋などというときには，どうしてもそうになってしまうのです。選択科目というものはもう少ししっかり考える必要があるのではないかという感じなのです。だから，もっと一つ一つの科目の内容を掘り下げてみる必要があるのかなと。それらの科目にはものすごくばらつきがあると思いますし，試験という観点から見ると極めてつかまえ難いのですが，法科大学院のカリキュラム，教育として考えたときはものすごく重要だという感じがいたしました。

【柏木委員】矛盾した二つの要素がありまして，私は国際取引法という科目を教えているわけですがけれども，先端科目の一番新しいところというのは，どの科目でもその領域ははっきりしていないのです。新しい問題だから，領域を開拓中ではっきりしないことが非常に大切なわけです。一方，領域がはっきりして，学問的にも確立している分野には，海商法のように，今は相対的には重要ではなくなっている分野もあります。海商法に関しては，海の事故が非常に少なくなっていますから，昔は海商法専門の弁護士さんはたくさんいましたけれども今はどんどん少なくなっている。そういう具合に古典的法領域には古くなっていった分野がある。ところが，そこは学問的には非常に確立しているということで，学問的な確立に重きを置けば，古くさい科目しか教えられないこととなります。かといって先端の一番新しいところをたくさん教えようとすれば，これは範囲が確定しないという問題が生じるのです。結論的には，領域の確立した古典的分野にも，領域を開拓中の先端分野にも，どちらにもウエートを置き過ぎてもいけないので，やはり，両方にウエートを置かざるを得ない。ただ，選択科目に何を挙げるかというのは，20も30も挙げるわけにはいかないもので，常識的に多分8とか10

とかそれぐらいになるだろうと思いますが，その範囲でどれを採るかということ
を両方にウエートを置きながら考えていくしかないと感じます。

【中川委員】法律と経済なんて一体ですよ，あえて言えば。法律だけに限ると
いうのも大きく言えば変ですよ，社会事象なんだから。何かこれは発想を転換
しなければいけないのではないのでしょうか，選択科目と他の基幹科目の試験の在
り方については。

【宮川委員】司法試験法の定め方が，「専門的な法律の分野に関する科目」とい
う表現だったと思いますけれども，その表現が意味するところというのは，自ず
から限定されているというか，枠があるのではないのでしょうか。例えば「ジェン
ダーと法」という科目で選択科目を設定することが司法試験法上可能かというこ
とを考えると，両論あり得るのではないのでしょうか。

【柏木委員】先日も議論に出ましたけれども，基礎法との領域があいまいになっ
てきます。基礎法の先生方も基礎法を選択科目にというような運動をしていらっ
しゃるのです。法社会学も大切な分野ですが領域があいまいです。法社会学は
ローアンドソサエティーですが，ではローアンドエコノミクスは法社会学とは別
かと，ローアンドジェンダーはどうなのかということになると，なかなか法社会
学と区別がつかないという問題もあると思います。

【宮川委員】中川委員がさっきおっしゃったような本当の意味での先端的で，境
界がはっきりしない，そういうものを学ぶということが大切なことであることは
間違いないと思いますが，それをこの司法試験法の中で選択科目として設定する
ということが今の司法試験法上可能なのかどうかというと，難しい気がします。

私は，司法試験の試験科目としては選択科目というのは無い方がいいという考
えです。それはなぜかということ，かえって設定をすると法科大学院で学ぶことが
限られていくと，もっと自由にいろいろなことを学ぶためには選択科目を試験科
目としない方がいいと，学問も広がっていく，そういう考えです。ただ，それ
に対しては，試験科目にしないと何も勉強しないと，基幹科目だけしか勉強しない
という意見があることは承知していますが，学生の在り方をこれまでと同様に考
えてはいけないのではないかと思います。

【小津委員】初めは仕方ありませんから，何らかの選択科目を設定する。そし
て，法科大学院の中では，従来の領域だけではなくて，先端的な部分の教育が行
われて，それらが全然別のものではなく融合して行って，少しふわっとした捉え
方で，それは法律の名前でいうこれと，これと，これが大体網羅されていて，
なおかつ具体的にはこういうことをするのだと，もう少し見えてくると，選択科
目として捉えやすくなって，上手く法科大学院のやっていること，やるべきこと
で選択科目が結び付いてくるのだろうとは思っています。そういうふうになった

ときには選択科目を変えていけばいいのだろうと思っているのですけれども、科目の設定の仕方でふわっとまとめたときに、その司法試験考査委員を引き受けていただく方が、それを全部網羅して見られる方なのかどうかという問題が当然出てくるわけで、最初のスタートの 때가 難しいかなと思います。

【中川委員】問題点としてかなり鋭く認識してほしいという気がします。将来やはり何か考えないと。司法試験法を変えたっていいわけですし、各法科大学院の教育の具体的な内容がどうなのかということとも関連してきますし。この基幹科目と同じやり方ではできないのではないかなという気がします。

これまでの法曹養成検討会の議論では、方向として標準的テキストとか領域とか、こういう考え方ですね、これは基幹科目と同じ考え方だから、選択科目的な考え方ではないような気がします。

【横田人事課付】ある程度標準的な教科書がないと、考査委員の講義を聴いている学生とそうでない学生では非常に不公平が生じるというお考えなのだと思います。

【中川委員】それは今の教育を前提にしているからであって、法科大学院でそういう教育では困るわけですね。法律自体は大した問題ではなくて、実際に出ている社会事象の分析なり、解決なり、予防なりをその法律に基づいてどうやってやるのだということになってくるわけですから、その能力を試すということになるわけです。だから、選択科目の場合は、例えば、何々法何条について述べよということには絶対ならないと思うし、それは意味がないですから。

【鈴木委員】法務省令に定めるといのはいつごろまでという期限のようなものはあるのですか。つまり、法科大学院が動き出してからと言っても、逆に法科大学院で何を勉強しようかというときに一つの指針になると思うのですけれども。

【横田人事課付】3月までに決めておくのが最善であると思います。

【鈴木委員】特に何かでいつまでと決まっているわけではないのですね。

【横田人事課付】特にそれはございません。法科大学院の認可も下りましたし、今後選択科目として何が選定されるかということに目が向けられてくると思います。

【小津委員】今日のここでの議論は、新司法試験委員会で参考としていただくとして、相当集中的な検討が必要でしょう。

【中川委員】例えば、国際取引法といっても教える人によって範囲が広いのです

が、広いけれども重なっている部分はたくさんあって、これだけは皆さんやるのだという部分もあるのです。それは試験に置き換えると、こちらの方の問題を出されたらアウトではないかということもあるのだけれども、しかし全体を流れるものの考え方とか、そういうものは共通なので、非常にブロードな問題に置き換えるということも可能かもしれない。

【小津委員】おそらくコアのところがあって、そこは大体皆さん教えるだろうと。それで、あるお立場の方は、こういうところを更に付け加えて教えるし、ある方はこうだということになれば、例えばの話ですけれども、ここからは問題を必ず一つ出して、もう一つはここからとここからと出して、どちらかを答えればいいですよということも可能でしょうし。

【中川委員】問題をたくさん出しておいて選択させるということもあるかもしれない。それから私は企業法務という講座を担当するのですけれども、これはコアとなるものが何もなく、概念そのものが漠然としている。けれども、恐らく、だれもが考えるのは企業のマネージメントに関連する諸々の法的な問題と、それから、企業の活動から生じる法律問題、この二つが絶対あると思うのです。頭が自然にそうなると思います。その中身はかなり変わってくる可能性はありますけれども、そういうふうになってきますから、聞いてみたらおのずから何か出てくるかもしれないです。熱心な先生に聞いてみると、そういう人たちは大体構想を持っているはずなんですよ。

【宮川委員】そういうことはシラバスを見れば分かるのではないのでしょうか。

【中川委員】そうかもしれないですね。

【宮川委員】法科大学院がスタートしていけば、それぞれの教官はシラバスを公開するでしょうから、こここのところも急速に、例えば、国際取引法では何を教えるか、企業法務というのは何を教えるのかということが集約されていく可能性はありますね。そうすると、コアの部分がほぼ共通するということになります。

【中川委員】技術的には試験問題を作る技術はかなり難しいかもしれませんがけれども、基本的にできないことはないと思います。

【宮川委員】選択科目については、さっき意見がありましたように、複数問出してその中から選択させることにすると、山が当たってある人たちだけが得したとか、大学で全然習っていない問題が出たということとはなくなるかもしれません。

【柏木委員】法律である程度特定して範囲を決めるような方式を採ることもできますね。例えば国際取引法であれば、国際私法、国際民事手続法、国際売買法、

運送法，W T Oのような通商法の範囲から出すよという具合に共通のコアの部分から出すとアナウンスすれば，かなり範囲は確定できると思います。

【中川委員】それはそうですね。租税法にしても，例えば所得税法と法人税法と国際課税の三つぐらいでいきましょうと。頭を柔らかくしないといけないみたいですね選択科目については。